

平成 25 年度予算要求に係る 「国家的に重要な研究開発の事前評価」について

平成 24 年 9 月 19 日
評価専門調査会

1. 事前評価の実施について

総合科学技術会議では、「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成 17 年 10 月 18 日 総合科学技術会議決定)に基づき、新たに実施が予定されている国費総額が約 300 億円以上の研究開発については、事前評価を行うこととされている。

今般、各府省から平成 25 年度予算概算要求が提出されたことに伴い、対象となる研究開発の事前評価を実施することとする。評価は、評価専門調査会が調査・検討を行い、その結果に基づき総合科学技術会議で決定することとする。

2. 事前評価の進め方

評価に必要な調査・検討を行うために、有識者議員及び評価専門調査会専門委員並びに外部の専門家・有識者で構成される評価検討会を設置して、事前評価を行うものとする。

3. 実施スケジュール(予定)

平成 24 年 9 月 19 日	評価専門調査会 ○評価対象案件及び評価検討会設置の確認
平成 24 年 10 月～11 月	評価検討会(2回程度) ○担当府省からの聴取等に基づく調査検討
平成 24 年 11 月	評価専門調査会 ○評価結果案の取りまとめ
平成 24 年 12 月上旬目途	総合科学技術会議 ○評価結果の審議・決定 (評価結果を総合科学技術会議議長から関係大臣に通知等)

4. 評価対象

評価対象の研究開発については、別紙のとおり。

事前評価対象研究開発(案)

(1) 「個別化医療に向けた次世代医薬品創出基盤技術開発」【経済産業省】

＜研究開発概要＞

世界的に成長著しいバイオ医薬品分野は、我が国では海外生産を中心とした輸入超過産業となっている。我が国は次世代医薬品の宝庫として期待される世界最大の天然化合物ライブラリや、高度な製造技術を有しているが、制度、技術の両面で個別化医療への対応が遅れているため、海外に比べて新薬開発に多大なコスト、時間を要している。我が国での次世代医薬品創出のためには、個別化医療に対応した制度を整備するとともに、本事業によって、ボトルネックとなっている技術的課題を解決する。

＜実施期間＞ 平成25年度～平成29年度

＜予算額＞ ○概算要求額:81.0億円(平成25年度)
○国費総額: 405億円

(2) 「革新的新構造材料等技術開発プロジェクト」【経済産業省】

＜研究開発概要＞

本プロジェクトでは、軽量化が求められている輸送機器への適用を軸に、強度、延性、靱性、制震性、耐食性、耐衝撃性等の複数の機能を同時に向上するチタン合金、炭素繊維複合材料、革新鋼板等の高性能材料の開発、異種材料の接合技術の開発等を行う。これにより、各種材料の特性を最大限活かし、軽量化による大幅燃費向上を実現する。

＜実施期間＞ 平成25年度～平成34年度

＜予算額＞ ○概算要求額:60.5億円(平成25年度)
○国費総額: 605億円

総合科学技術会議が実施する国家的に重要な 研究開発の評価について

平成17年10月18日
総合科学技術会議

1. 評価目的

内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模研究開発

①新規の研究開発（事前評価）

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

②継続中の研究開発（中間評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの

③終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(2) 総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

4. その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術会議が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。